

令和 8 年度における自然災害により被災された受験生に対する特別措置について

学校法人河崎学園 和泉大学

このたびの「令和 8 年熊本地震」をはじめ、各地域の豪雨等による自然災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

和泉大学では、被災された受験生の経済的負担の軽減および受験機会の確保を図るため、災害救助法適用地域において被災された方を対象に、入学金免除および授業料減免の特別措置を講じます。被災者に対する特別措置について、何かご不明な点やご相談等がありましたら、入試・広報グループまでお問い合わせください。

1. 対象地域および対象者

令和 8（2026）年度中に発生した自然災害により「災害救助法の適用を受けた地域」において、本人または学費負担者が居住地被災された方（令和 9（2027）年度入学者選抜志願者に限る）。

※対象地域については、内閣府防災情報の「災害救助法の適用状況」に準じます。

2. 特別措置内容

(1) 入学金の全額免除

(2) 初年次授業料を半額に減免

(3) 出願書類および手続期間の柔軟な対応

- ・被災により証明書等の提出が遅れる場合、事後提出を認めます。
- ・インターネット出願環境の確保が困難な場合の個別相談に応じます。

3. 申請書類

(1) 被災者特別措置申請書（本学所定様式）

(2) 罹災証明書または被災証明書（（各市区町村発行・コピー可）

※ 期日までに提出が間に合わない場合は、事前に本学へご相談ください。

(3) その他、本学が必要と認める書類

4. 学費・生活等の経済支援制度および住まいのサポート（優先案内）

本学では、被災に伴う学費等の負担軽減および修学環境確保のため、以下の支援制度の優先相談・対応を行っております。詳細は、お問い合わせください。

- ・本学が管理する学生用マンションへの優先的斡旋
- ・日本学生支援機構（JASSO）奨学金
- ・一般選抜 前期 特待生選抜
- ・社会人・編入学選抜対象 修学支援奨学金

<連絡先>

学校法人河崎学園 和泉大学

〒597-0104 大阪府貝塚市水間 158 番地

電話：072(446)7400 入試・広報グループ直通

E-mail：nyushi@kawasakigakuen.ac.jp